

議案第 8 号

鳥取県行政組織条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場

合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>未来づくり推進局</u></p> <p><u>危機管理局</u></p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p>	<p>（設置）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局等を置く。</p> <p><u>統轄監</u></p> <p><u>防災局</u></p> <p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>文化観光局</p> <p>福祉保健部</p>

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

(未来づくり推進局の所掌事務)

第3条 未来づくり推進局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 県民の社会参加活動の推進及び県政運営における県民との協働に関する事項

(危機管理局の所掌事務)

第4条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 原子力防災対策に関する事項
- (3) 災害危機情報に関する事項

生活環境部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

行政監察監

(統轄監の所掌事務)

第3条 統轄監の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 行政運営の総合調整に関する事項
- (3) 広報に関する事項

(防災局の所掌事務)

第4条 防災局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 行政運営の連絡調整に関する事項

(2)～(6) 略

(7) 文書に関する事項

(8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(2) 略

(総務部の所掌事務)

第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 住民自治の支援に関する事項

(2)～(6) 略

(7) 文書及び広聴に関する事項

(8)及び(9) 略

(企画部の所掌事務)

第6条 企画部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 県民の社会活動の推進に関する事項

(4) 略

(5) 青少年に関する事項

(6) 略

(7) 略

(6) 略

(7) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 青少年に関する事項

(9) 略

(10) 略

(統轄監及び部局等の長)

第14条 知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行わせるため、統轄監及び部局等の長を置く。

2 部局等の長（以下「部局長等」という。）は、部にあつては部長、局にあつては局長、行政監察監にあつては行政監察監とする。

3 統轄監は、第1項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局等の総合調整を行う。

4 部局長等は、第1項の事務を処理するとともに、部局等の所掌

(8) 略

(9) 略

(福祉保健部の所掌事務)

第8条 福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(部局等の長)

第14条 部局等にそれぞれその長（以下「部局長等」という。）を置く。

2 部局長等は、統轄監にあつては統轄監、部にあつては部長、局（防災局を除く。）にあつては局長、防災局にあつては防災監、行政監察監にあつては行政監察監とする。

3 部局長等は、部局等の所掌事務をつかさどるとともに、知事を

事務をつかさどる。

5 部局長等は、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、統轄監とともに、相互に協力してその任に当たるものとする。

補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。

4 部局長等は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、相互に協力してその任に当たるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中「総務部」を「未来づくり推進局」に改める。

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

3 鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「企画部長」を「未来づくり推進局長」に改める。